

宇部市議会基本条例(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

- (1) 意見募集期間：令和8年(2026年)6月22日(月曜日)から令和8年(2026年)7月21日(火曜日)まで
- (2) 意見提出者数：1人
- (3) 意見数：25件
- (4) 区分別意見件数：

ア

イ

ウ

エ

その他

意見を反映するもの

意見の趣旨が既に反映されているもの

参考意見とするもの

0件

1件

1件

23件

2. 意見及び当該意見に対する考え方

項番	ページ	条 項	意 見	考 え 方	区分
1	－	－	はじめに、小生定年退職後20年近くになり、「現行日本法規」に触れることなく、地方自治法（制定年月日等略。以下各法に於いて同じ。）等関係法規も無知であり、かつこの間に改廃も行われていると推認するので、この度の「パブリックコメント」について、的を得ていないと思いますが、市議会を愛する一市井人としての意見として扱っていただければ幸いです。 また「逐条解説」での説明は、「手引き」として活用されれば如何でしょうか。	ご意見のとおり、逐条解説については、条例を運用する際の手引として活用する予定です。	イ
2	1頁	前文	1 前文について ・ 条例制定目的の根拠法令がなく、かつ第3条に「最高規範性」とあり、「条例」か「規範」なのか不明です。	本条例は、上位法の規定により制定するものではなく、これまで明文化されていなかった議会と議員の役割など、議会に関する基本的な事項を条例という形式で明確に規定し、市民の皆様との共通認識とすることにより、議会・議員活動の一層の充実・活性化を図り、市民の皆様の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的としています。 なお、「最高規範性」を有する「議会基本条例」は、他の多くの地方議会においても制定されており、また、本条例は「規範」としての性質を持った「条例」となります。	エ
3	1頁	前文	・ 「再認識」とあるが、逆に通常は「心得」的に認識していないのか？。 また、新人議員への具体的教育、周知は？。	普段から認識していますが、このたび、議会における最高規範の位置付けとなる議会基本条例を制定するに当たり、心を新たに「再認識」するとの意味合いで使用しています。 なお、新人議員に対しては、当選後速やかに実施する研修の中で、本条例の内容を周知徹底します。	エ
4	1頁	第1条	・ 前文に同じく、「地方自治の本旨に基づき－」とあるが、根拠法令がなく、自由に「地方自治の本旨、精神、趣旨」をその都度、状況により、議会又は議員が解釈出来るのか？ (例)「〇〇法第〇条の規定に基づき（又は、「より」）、〇〇法第〇条の主旨に従い（又は、則り、より）	「地方自治の本旨」とは、憲法第92条に規定される地方自治の基本原則となるものですが、項番2における回答と同様に、本条例は、上位法の規定により制定するものではありません。 また、自由に「地方自治の本旨、精神、趣旨」をその都度、状況により、議会又は議員が解釈するものでもありません。	エ
5	1頁～2頁	第4条～第6条	・ 「－こと。」（努力目標）と「－しなければならない。」（義務）との相違。	第4条から第6条までの各号の文末「－こと。」については、各条の本文の文末「－するものとする。」を受け、その具体例を規定しているものであり、「－こと。」で差し支えないと考えています。	エ
6	－	意見欄のとおり	・ 「－ものとする。」は、「－ものとしなないことも（が）ある。」？ 第8条～第11条、第13条、第19条～第23条、第28条、第29条	「－ものとする。」は、原則や方針を示す場合に用いる用語であり、そのような意味で使用しています。	エ
7	全てのページの文言	－	・ 「－できる。」は「－できないことも（が）ある。」？	「－できる」は、一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用います。これには、①一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、②一定の行為をする権利又は能力を付与する場合との、2通りの使い方があります。	エ

項番	ページ	条 項	意 見	考 え 方	区分
8	1頁	第1条	・ 主語がなく、誰が議員の資質向上をさせる（する）のか？	この条例を定めることにより、議員の資質を向上させようとするものであり、「誰が議員の資質を向上させるのか」というものではありません。	エ
9	1頁	第2条	・ 第2条（定義）は、第3条（最高規範性）、第4条（基本理念）の次条では？。	本市の例規においては、定義規定は、第1条の目的規定の次に規定される例規が多いことから、それに倣い、第2条を定義規定としています。	エ
10	1頁	第3条	・ 「－尊重－」は、「尊重しなければ－」では？。	第3条の主語を「この条例は」と記載しており、これに対応する述語として「尊重されなければならない」としています。	エ
11	2頁	第7条第3項	・ 「－条例で－」→「政治倫理」も条例？「規範、規則」？	本条例と同様に、議員の「政治倫理」についても、これまで明文化されていなかったものを条例という形式で明確に規定しようとするものであり、他の地方議会においても「条例」という形で制定されています。	エ
12	3頁	第9条	・ 「宇部市議会会議規則」第48条及び「同委員会条例」第20条との整合性	宇部市議会会議規則第48条は、本会議を秘密会とする場合の規定です。本条例第9条第1項は、委員会の原則公開を定めるものですが、必要があると認めるときは、例外として、宇部市議会委員会条例第20条の規定を根拠に、秘密会とするものです。	エ
13	3頁	第10条	・ 「会派の代表」の規定は？。	会派とは、議会内に結成された議員の同志的集合体のことをいい、議会運営は、会派を基礎として進められます。そのため、議会基本条例の条文として「会派」について記載していますが、本条例の中に、必ずしも「会派の代表」に関する規定は必要ではないと考えています。	エ
14	4頁	第16条	・ 何に対しての情報公開？。「議会に係る全ての事項」？	本条に規定する「情報公開」とは、「宇部市情報公開条例」の規定に基づく公文書の公開について規定しています。	エ
15	4頁	第17条	・ 「対等」の根拠法令？。	議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされており（二元代表制）、そのためにはお互いに対等であることが必要であることから、議会基本条例の条文として記載しています。	エ
16	4頁	第17条	・ 「議員」からのカスハラを助長するのでは？。	議員と市長とが対等であることで、市長の部下である市職員の立場が議員より劣ることはなく（第17条第1項における市長「等」には、第2条第1項に規定するとおり、市職員を含みます。）、議員からのハラスメントを助長することはありません。	エ
17	5頁	第19条	・ 議会は「団体」？	団体とは「地方公共団体」のことであり、議会は、地方自治法第96条に規定する議決事件について、地方公共団体の意思を決定する機能を有しています。	エ
18	5頁	第20条	・ 予算原資は行政側であるので表現方法の工夫。 かつ、「カスハラ、パワハラ」にならないように。	議決機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めると規定するものの、市全体での適切な予算配分も考慮します。 条文については、案のままとし、また、ハラスメントにより予算獲得することは、ありません。	エ
19	5頁	第21条	① 前条に関連するが、第2項但し書きとして、「ただし、予算に限りがある場合は、この限りではない。」？	議会予算の範囲内で効率的・効果的に実施することとし、ご提案のただし書を加えることは、考えていません。	エ
20	5頁	第21条	② 政治倫理条例(案)との整合性	議員としての倫理意識を高めるための研修を実施することで、政治倫理条例(案)の目的である、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与しようとするものです。	エ
21	5頁	第22条	・ 「議会図書室」の設置根拠及び「施設基準」	議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するため附置することと規定されています。また、同項の規定により、政府から送付を受けた官報等、都道府県から送付を受けた公報等を議会図書室に保管することとなっていますが、それ以外の施設基準に関する規定はありません。	エ

項番	ページ	条 項	意 見	考 え 方	区分
22	5頁	第23条	・「議会事務局処務規程」と「人・物・金」との関連？	議会事務局職員は、市長により採用された職員が議会事務局に出向するという形をとっています。また、議会予算の財源は市の財源であり、予算執行は、議会事務局職員を市長の補助機関である職員に併任し、市長の補助機関である職員の立場において執行しています。	エ
23	6頁	第24条第2項	・何処に（誰れに）提出？	宇部市議会委員会条例第14条の規定により議長に提出し、議会の審議に付すこととなります。	エ
24	6頁	第26条	・根拠法令？。報告書の提出義務は？	宇部市議会政務活動費の交付に関する条例第2条の規定により、会派及び会派に属さない議員に対し、政務活動費が交付されます。 なお、同条例第8条第1項の規定により、政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、収支報告書に領収書等の証拠書類を添えて、提出しなければならないと規定されています。	エ
25	6頁	第28条	・「検証」する場合、身内同士で検証するのではなく、「第三者」を交えるか、「第三者委員会」では？	議会における自律的な取組として、議会運営委員会において検証、必要に応じて見直しを行うことで（第29条）、不断の改革を推進していきます。	ウ